



日本共産党杉並区議会議員

週刊

こんにちは
こうへい
山田耕平
です

2022.12.8 No.464

このニュースへのご感想
ご意見をお寄せください!

杉並区善福寺 2-2-11

TEL 090-9973-0941

ホームページ

http://yamadakohei.jp

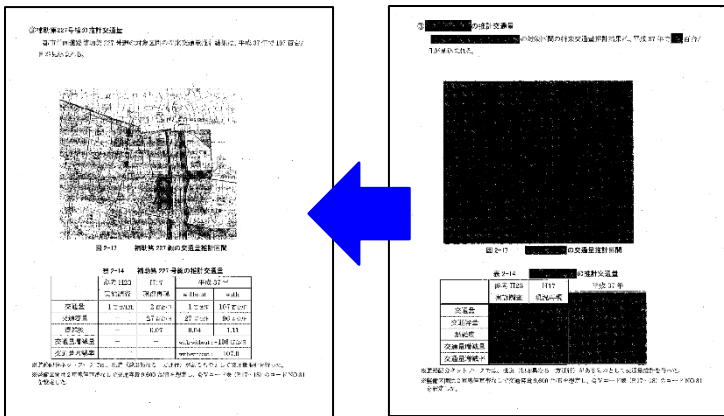
右QRコードを
ご活用下さい



岸本区政のもとで情報公開が抜本的に改善

道路問題の非開示文書が全面開示される

非開示とされていた「杉並区内の都市計画道路に係る
交通量推計ほか業務委託報告書 平成 27 年 3 月」



新開示文書（公開）

旧開示文書（黒塗り）

「適正な意
形成に著
しい支障を
生ずる」な
理由で非
開示とされ
てきました。
異常な取
り扱いであ
り、重大な問
題です。

杉並区議会第4回定例会一般質問では、都市計画道路整備問題に関わり、情報公開を徹底するよう求めました。

前区政では完全な黒塗り

前区政のもとで情報開示請求に対し、非開示（黒塗り）が乱発され、開示期日の延長が繰り返されてきました。

都市計画道路整備については、将来交通量推計や費用便益分析・B/C（道路を整備する際の費用対効果）に関わる調査が実施されてきましたが、調査結果が非開示文書となり、完全な黒塗りとなっていました。

これまでの調査によつて、西荻の補助132号線のB/Cは0.5となり、いわゆる費用対効果で赤字となる1.0を大きく下回っている状況です。

情報の原則公開の徹底等を求める通知（R4年9月22日）

4 杉並第 33240 号
令和 4 年 9 月 22 日

各 課 長 宛

政策経営部情報管理課長

情報の原則公開の徹底等について（通知）

杉並区情報公開条例（以下「条例」という。）第6条において「実施機関の管理する情報は、原則公開とする。」と定めているとおり、情報公開制度は、区民に区が保有する情報の公開を求める権利を制度的に保障し、区に対して、原則として情報の公開を義務付ける制度である。

杉並区の情報公開請求は近年増加傾向にあるが、「区政の情報は区民のものである」との認識の下、より積極的に情報公開、情報提供を進めていく必要があるため、改めて下記のとおり対応することを徹底されたい。

記

1 情報の原則公開の徹底について
(1) 情報の原則公開
区が管理する情報は原則「公開」である。このため、条例第6条第1項各号に定める「公開しないことができる」理由の適用については、適正かつ厳格に判断すること。

通知では、情報公開を徹底することと共に非開示とする際の「客観的具体的に合理的理由が説明されることが必要」と等と厳格な判断を行うことが示されています。

岸本区政では全面開示へ 区民参加の前提となるもの

岸本区政下では「区政の情報は区民のものである」として「情報の原則公開」を徹底する通知が出されました（右）。

その結果、これまで全面黒塗り（いわゆるノリ弁）だった文書が全面公開される等、抜本的な改善が行なわれています。

私の質問においても、開示文書の取り扱いを精査する旨が示され、その後、全面公開された文書が開示されました。

情報公開は住民の区政参画の前提となるものであり、情報公開が徹底されることは重要です。

保育所の食材費、光熱費への補助実施へ



今週のーコマ

定例会が終了するも膨大な業務に追われ…

区議会議員となり間もなく12年となりますが、経験したことの無い仕事量に追われ、期日の迫った仕事を終えては、次の仕事に迫り…の繰り返しです。会派の立場と年齢上（間もなく42歳）、仕方がないのですが、さすがに疲労困憊。徹夜がこたえるようになりました…。

今回の補正予算は、こうした申し入れが実ったものです。

党区議団は、10月28日に「電気・ガス、食料等の物価高騰から区民・事業者を支援するための緊急申し入れ」を杉並区に提出。「保育施設にたいし、電気・ガス、食材価格高騰への支援を実施すること」を求めました。

党区議団が申し入れ

補正予算8号では、介護保険事業者支援、障害者の入所・通所施設の支援として、光熱費、燃料費等の補助が盛り込まれました。

補正予算7号では、物価高騰に直面するなか、民間の保育所等の負担を軽減するため、食材費や光熱水費等の補助を行なう予算が盛り込まれました（補助の概要は下記）。

認可外保育所、幼稚園も対象

区議会第4回定例会で、物価高騰対策として、2つの補正予算（7号・8号）が提案されました。

- 対象 保育所（認可外も含む）、幼稚園
- 期間 令和4年4月～令和5年3月まで
- 補助額 児童1人あたり月額1,465円
一時預かり事業は日額60円
民間学童クラブは施設単位（2所 41万4千円）

国の臨時給付金 杉並区は対象を拡大し支給

国は、電力・ガス・食料品等価格高騰による負担軽減のための支援として、住民税非課税世帯等に臨時給付金を支給します。また、杉並区は、国の対象外となった生活困窮世帯に対し、区独自の給付金を支給します。対象の方は締め切りまでに忘れないように申請してください。

詳細は、杉並区、ホームページ（右2次元コード）をご覧ください。



受付開始 11月28日(月)

申請期限 5年1月31日(火)

支給金額 1世帯当たり5万円

※1世帯1回限り、指定された口座に振り込みます。

問い合わせ 杉並区臨時給付金コールセンター

☎0120-378-233

（午前8時30分～午後5時15分
（土・日曜日、祝日、12月29日～5年1月3日を除く））

※窓口での相談は電話予約が必要です。

【支給対象】

■電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

- ①住民税非課税世帯（世帯全員がR4年度住民税均等割非課税である世帯）
- ②家計急変世帯（①に該当しない世帯のうち、予期せず1月以降収入が減少し、世帯全員がR4年度住民税非課税相当と認められる世帯）

■杉並区生活応援臨時給付金

- ③住民税均等割のみ課税の世帯

【手続き】

- ①と③の世帯には、11月28日以降に区からお知らせが届きます。
- ②の世帯は区への申請が必要です。申請書兼請求書は、区ホームページから取り出せます。